

入札公告

平成30年1月10日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 野津山 宏

1 調達内容

- | | |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| (1) 調達等件名及び数量 | 広島市水道局牛田高地区ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 1, 413, 735 kWh (3年間) |
| (2) 調達件名の特質等 | 入札説明書及び仕様書による。 |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日から平成33年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約) |
| (4) 履行期間 | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで |
| (5) 履行場所 | 広島市水道局牛田高地区ポンプ所
広島市東区牛田早稲田二丁目2番8号 |

(6) 入札方法

入札書には、契約電力及び予定使用電力量に対する契約希望単価等を記載すること。なお、落札の決定は、契約電力及び予定使用電力量に対して、入札書に記載された契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価に従って計算した総価（見積もった金額の108分の100に相当する金額）で行う。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。
- (3) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格確認申請書に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の交付方法

競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ (<http://www.water.city.hiroshima.jp/>) のトップページ右上の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」→「入札公告・入札結果」の「平成30年度案件」（以下、同じ。）からダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、次により交付する。

ア 配布期間

入札公告の日から平成30年1月17日（水）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826（直通）

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 提出期間

上記3(1)アに同じ。

イ 提出場所

上記3(1)イに同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参とする。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

4 競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問合せ先

上記3(1)イに同じ。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、上記3(1)イの交付場所において交付する。

6 入札執行の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

平成30年1月24日（水） 午前11時

広島市中区基町9番32号

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 入札書の提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。

(3) 入札書の提出期限

平成30年1月23日（火） 午後5時

なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

(4) 入札回数

入札回数は、3回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、広島市水道局契約規程第4条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に

対する入札保証金相当額（５パーセント）の損害賠償金を請求する。

(2) 契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、申請書に虚偽の記載をした者の提出した入札書、再度開札を行った場合で1回目の最低価格以上の入札書その他広島市水道局契約規程第10条に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達物品等を履行できると本局が判断した入札者であって、広島市水道局契約規程第16条及び第17条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(7) その他

ア 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。なお、これらの取扱いについては、本市を管轄する一般電気事業者が定める電気契約要綱及び標準料金表又は特定規模需要の標準（託送）供給条件によるものとする。

ウ 詳細は、入札説明書による。